

第 6 章 計画の達成に向けて

第6章 計画の達成に向けて

1 計画の推進体制

本計画の基本理念「安心してこどもを産み育てられるまち」の実現に向け、行政にとどまらず、家庭、教育・保育等の事業関係者、市民をはじめとする市民活動団体や地域団体、企業などとの連携により子育て支援を推進していきます。

それぞれが担うべき役割を認識し、各自の特性を生かしたきめ細かな取組を行うことで、地域社会全体でこども・若者と子育て家庭を支えていきます。

(1) 「家庭」の役割

すべてのこどもにとって、家庭は日常の原点であり、心と身体が最もやすまる場所です。親はそのような家庭づくりに努め、あわせてこどもの人権を尊重し、たくさんの愛情と強い責任感を持ちながら、わが子を健やかに育む責務を有しています。

とりわけ家庭では、こどもが自立して社会に適応できるよう、基本的な生活習慣や守るべき社会規範を身につけさせることが不可欠です。そして、人生の喜び悲しみなどを共にしつつ、生きる強さを与えていくことがこれまで以上に求められています。

(2) 「行政（市）」の役割

家庭が子育てにおいて最も責務を有しているとの認識のもと、それが果たせるよう、こどもとその家庭を支援していくことが不可欠です。行政は本計画のもと、地域における子育ての旗振りとして後掲の関係者と連携を取りながら、先々に向けて様々な施設と取組を実施していく必要があります。

さらに、こどもたちの健やかな成長のため、妊娠期・出産から学童期・思春期までを切れ目なく支援していくことが重要です。あわせて、保育園こども園から小中学校までと、発達段階に応じた環境がそれぞれ接続よく提供されるよう全体調整を図っていくことが欠かせません。

(3) 「教育・保育などの事業関係者」の役割

幼児期は、健全な発育発達や生涯にわたり社会変化に対応できる能力など、生きていくために最も基本となる能力を身につける時期です。その間におけるこどもの健やかな成長のため、こどもの適性や発達段階を的確にとらえた質の高いサービスの提供が求められます。

また、こどもの安全安心を最優先にする一方、その子の思いや感情表現を大切にしながら、寄り添い向き合う教育・保育が一段と重要となってきました。

さらに、時代や社会環境の変化、そして多様な保育ニーズに機敏かつ柔軟に応じることができるよう、教育・保育に関わる者の自己研鑽が求められています。

(4) 「地域（市民や市民活動団体、地域団体）」の役割

次代を担うこどもを育むことが地域社会にとって大切な課題との認識のもと、こどもとその家庭を気づかい、見守り、支えることを市民共通の心がけとする必要があります。

また、往時はほかの子を諭し、しつけることが当然であったように、身近な隣人として、誰もがこどもとその家庭に寄り添うことが現代にあっては必要となっています。

さらに、地域内の各事業所にあっては、従業者の子育てによる親への成長という人材育成の観点、あるいは子育てに優しい事業所としての社会貢献の観点などから、子育てについて、これまで以上に社会的な要請が高まってきています。

2 計画の進行管理

(1) 取組の進捗管理など

前章でまとめた 43 の取組は、年度ごとに進捗状況を点検・評価して進行管理を行い、必要により改善を図ります。また、それらは子ども・子育て会議で説明を行うものとし、説明後は速やかにそれらの内容を毎年公表し、市民と地域とで進捗状況などを共有していきます。

(2) 計画の変更について

本計画の内容に変更の必要が生じたときは、子ども・子育て会議の承認を得た場合に限る、変更が行えるものとします。

